

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場製造部門に配属され、個装された商品の箱詰め業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月下旬頃から、両手のしびれを自覚し始めたという。請求人は、同年○月○日、D医療機関を受診し、「両手根管症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとして、療養補償給付及び○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、製造ラインから出てくる袋詰めされた製品を手にとって箱に詰める作業（以下「本件作業」という。）を繰り返したこと、とりわけ、○年○月から、製造ライン○号・○号という速いラインを担当したことにより本件疾病を発症したと主張するので、以下検討する。

(2) ところで、上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、労働省（厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準等について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人に発症した疾病名とその発症時期について

E医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「発病年月日：○年○月○日、両手根管症候群と診断した。右手・左手MRIにて正中神経の圧迫扁平化所見を認める。」と述べている。当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、○年○月○日に本件疾病を発症したと判断する。

(4) 業務に相当期間従事したかについて

請求人は、○年○月の入社以降、本件作業を行っており、同作業は、決定書理由(略)に説示のとおり、「上肢の反復動作の多い作業」に「相当期間」従事していたと認められる。

(5) 発症前の業務の過重について

本件作業は、製造ラインごとに複数の同種労働者の輪番制によって行われており、製造ラインにより取り扱う製品が異なるところ、審査官は、請求人及び同種労働者の総労働時間及び○・○号ライン作業時間を算出しており、同表によると決定書理由(略)に説示するとおり、発症時期とされる○年○月以前の請求

人の総労働時間及び○・○号ライン作業時間は、同種労働者と比較して10%を超えている状態が3か月間にわたっておらず、同種労働者の通常業務量に比して過重性があるとは認められない。

この点、請求人は○号・○号ラインの幅は広く、流れる商品の数もその分多く、作業量は他のラインに比して50%程度増加し、かつ、1日の労働時間の3分の1程度にわたって通常の業務量に比して20%以上増加するなど主張する。しかし、決定書(略)に説示するとおり、Fは「殺菌不良を防止するため(ラインに流れる商品の量は)1分間に○ショットから○ショット個装で設定をしており、ラインによって変えることはなく、箱詰めテーブルの幅が広いから数量が多く出るということはない。」旨述べている。そして、同ライン作業は同僚労働者との輪番制によって行われたものであるから、仮に、同ラインの処理数量が他のラインより多いとしても、請求人の同ラインでの作業時間は発症1か月前には同種労働者の10%を超えているが、発症2ないし3か月前においては、同種労働者の作業時間を下回っていることが認められることから、請求人の主張は認めることはできない。

(6)したがって、請求人の従事した作業は、認定基準の要件を満たしておらず、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。